



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第564号 令和5年3月24日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【規則】

番号	表題	担当課名
3	特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する 条例施行規則の一部を改正する規則	人事課
4	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害 補償等に関する条例施行規則の一部を改正 する規則	職員厚生課
5	徳島県税条例施行規則の一部を改正する規 則	税務課
6	徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の 一部を改正する規則	医療政策課
7	徳島県立総合看護学校管理規則等の一部を 改正する規則	同
8	地方独立行政法人徳島県鳴門病院の業務運 営並びに財務及び会計に関する規則の一部 を改正する規則	同
9	農業協同組合法施行細則の一部を改正する 規則	農林水産政策課
10	徳島県公共工事標準請負契約約款に関する 規則の一部を改正する規則	建設管理課
11	徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部を 改正する規則	運輸政策課
12	徳島県情報公開条例施行規則の一部を改正 する規則	監察局監察評価課 県庁ふれあい室

**【規則】**

番 号	表 題	担当課名
1 3	個人情報の保護に関する法律施行細則	同
1 4	徳島県情報公開・個人情報保護審査会規則	同
1 5	徳島県会計規則の一部を改正する規則	出納局会計課
1 6	徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則	同

**【訓令】**

番 号	表 題	担当課名
1	職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令	人事課

【公布された条例等のあらまし】

● 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第三号）

- 一 新たに設置される徳島県情報公開・個人情報保護審査会の委員及び臨時委員の報酬及び費用弁償の額を定めることとした。
- 二 国民健康・栄養調査員の報酬の額を改定することとした。
- 三 徳島県情報公開審査会委員及び徳島県個人情報保護審査会委員の廃止に伴う所要の改正を行うこととした。

- 四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

● 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四号）

- 一 公務上の災害の範囲に属する公務に起因する疾病は、地方公務員災害補償法施行規則別表第一に掲げる疾病とすることとした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● 徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第五号）

- 一 徳島県税条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、二の一部については、公布の日から施行することとした。

● 徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則（規則第六号）

- 一 医師修学資金の貸与の要件に係る県外大学を定めることとした。
- 二 医師修学資金の返還の債務の免除の要件に係る県外の医療機関を定めることとした。
- 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

● 徳島県立総合看護学校管理規則等の一部を改正する規則（規則第七号）

- 一 第二看護学科の教育の内容を改めることとした。
- 二 単位の計算方法について所要の整理を行うこととした。
- 三 その他所要の改正を行うこととした。
- 四 この規則は、令和五年四月一日（三については、公布の日）から施行することとした。

- 五 三については、令和四年四月一日から適用することとした。
- 六 一については、所要の経過措置を講ずることとした。

● 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則（規則第八号）

- 一 地方独立行政法人徳島県鳴門病院が作成する財務諸表について所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。
- 四 一については、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表について適用することとした。

● **農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則**（規則第九号）

- 一 農業協同組合法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日から施行することとした。

● **徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則**（規則第十号）

- 一 災害応急対策又は災害復旧に関する工事においては、工事目的物の引渡し前に不可抗力により工事目的物等に生じた損害の額等を発注者が負担することとした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第十一号）

- 一 港湾法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

● **徳島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第十二号）

- 一 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の施行に伴う所要の整備を行うこととした。

二 徳島県公文書等の管理に関する条例の制定に伴う所要の整理を行うこととした。

- 三 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、二については、令和六年四月一日から施行することとした。

● **個人情報の保護に関する法律施行細則**（規則第十三号）

- 一 個人情報ファイル簿、保有個人情報開示請求書等の様式を定めることとした。
- 二 保有個人情報の閲覧、電磁的記録の開示方法、口頭による開示手続等について定めることとした。

三 その他所要の規定を設けることとした。

四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

五 徳島県個人情報保護条例施行規則は、廃止することとした。

● **徳島県情報公開・個人情報保護審査会規則**（規則第十四号）

- 一 審査請求に係る事件の調査審議の手続の併合又は分離について定めることとした。
- 二 公文書に記録されている情報等が特別の配慮を要するときの手続について定めることとした。

三 審査請求人等の意見の聴取等について定めることとした。

四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県会計規則の一部を改正する規則**（規則第十五号）

- 一 資金前渡担任者が口座振替の方法により支払をした経費について、出納機関への精算の通知を省略することができることとした。

二 徳島県立城ノ内高等学校の廃止に伴う所要の整理を行うこととした。

三 その他所要の改正を行うこととした。

- 四 この規則は、三については公布の日から、二については令和五年四月一日から、一については同年六月一日から施行することとした。

● **徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第十六号）

- 一 徳島県県土整備関係手数料条例の規定に基づく次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。
  - 1 建築物の容積率に関する特例認定申請手数料
  - 2 建築物の建蔽率に関する特例許可申請手数料
  - 3 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さに関する特例許可申請手数料
- 二 徳島県県土整備関係手数料条例の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 徳島県警察関係手数料条例の規定に基づく次に掲げる手数料について、証紙により徴収することとした。
  - 1 特定自動運行許可申請手数料
  - 2 特定自動運行計画変更許可申請手数料
- 四 この規則は、令和五年四月一日から施行することとした。

徳島県規則第三号

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和三十四年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表の一の徳島県情報公開審査会委員の項の項名を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会の委員及び臨時委員」に改め、同一の徳島県個人情報保護審査会委員の項を削る。

別表の二の国民健康・栄養調査員の項中「七、二〇〇円」を「七、四〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県規則第四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十二年徳島県規則第百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「並びに」の下に「地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）」を加える。

第七条の三中「（昭和四十二年自治省令第二十七号）」を削る。

第七条の四中「別表第二」を「別表」に改める。

別表第一を削り、別表第二を別表とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第五号

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県税条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県税条例施行規則（昭和二十五年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の三第一項から第四項までの規定中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

第二十五条の四の二第一項中「から第二十五項まで」を「又は第二十二項」に改める。

様式第十二号中

「国民体育大会の参加選手」を「国民スポーツ大会の参加選手」に改め、同様式の備考第一号中「国民

体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第四条の三の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の様式第十二号に相当する改正前の様式第十二号による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。



徳島県規則第六号

徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県医師修学資金等貸与条例施行規則（平成十八年徳島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（県外大学）

第三条の二 条例第二条第一号の規則で定める県外の大学は、自治医科大学とする。

第九条の次に次の一条を加える。

（県外の医療機関）

第九条の二 条例第六条第一項第一号の規則で定める県外の医療機関は、次に掲げる県外の病院又は診療所とする。

- 一 学校法人自治医科大学が開設する病院
- 二 その他知事が別に定める病院又は診療所

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県規則第七号

徳島県立総合看護学校管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立総合看護学校管理規則等の一部を改正する規則

(徳島県立総合看護学校管理規則の一部改正)

第一条 徳島県立総合看護学校管理規則(平成二十二年徳島県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

別表その一の専門分野の項中「十」を「一〇」に改め、同その一の備考に後段として次のように加える。

この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

別表その二を次のように改める。

その二 第二看護学科の教育の内容

基礎分野	教 育 内 容	単 位 数
専門基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解	八
専門基礎分野	人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度	一〇 四
専門分野	基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学 母性看護学 精神看護学 看護の統合と実践 臨地実習 基礎看護学 地域・在宅看護論 成人看護学 老年看護学 小児看護学	六 五 三 三 三 三 三 三 二 二 四 二

合 計	母性看護学	二
	精神看護学	二
看護の統合と実践		二
六九		

備考 単位の計算方法は、大学設置基準第二十一条第二項の規定の例による。この場合において、実験、実習又は実技による授業に係る単位の計算方法については、同項中「第二十五条第一項に規定する」とあるのは「実験、実習又は実技の」と、「おおむね十五時間」とあるのは「三十時間」と読み替えるものとする。

(徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則(令和四年徳島県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「適用する」を「適用し、これらの者以外の第一看護学科又は准看護学科の学生に係る教育の内容については、なお従前の例による」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

2 第二条の規定による改正後の徳島県立総合看護学校管理規則の一部を改正する規則附則第二項の規定は、令和四年四月一日から適用する。

(経過措置)

3 第一条の規定による改正後の徳島県立総合看護学校管理規則別表その二(備考を除く。 )の規定は、令和五年度以後に第二看護学科に入学する者及び令和四年度以前に第二看護学科に入学した者で令和五年度以後に第二看護学科に入学する者の最短修業年限における相当学年に在学することとなるものに係る教育の内容について適用し、これらの者以外の第二看護学科の学生に係る教育の内容については、なお従前の例による。

徳島県規則第八号

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人徳島県鳴門病院の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十五年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条中「に定める」の下に「純資産変動計算書、」を加え、「行政サービス実施コスト計算書」を「行政コスト計算書」に改める。

第十七条中「平成二十八年徳島県人事委員会規則八 一〇」を「徳島県人事委員会規則八 一〇」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第九条の規定は、令和四年四月一日以後に開始する事業年度に係る地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第三十四条第一項に規定する財務諸表について適用する。

徳島県規則第九号

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

農業協同組合法施行細則（昭和五十四年徳島県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第五号中「農業協同組合連合会」を「連合会」に改める。

第十六条第一項第四号から第六号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第十二条第五号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第十六条第一項の規定は、この規則の施行の日以後にされる農業経営規程の承認の申請について適用し、同日前にされた農業経営規程の承認の申請については、なお従前の例による。

徳島県規則第十号

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則の一部を改正する規則

徳島県公共工事標準請負契約約款に関する規則（昭和四十八年徳島県規則第百三号）の一部を次のように改正する。

本則の第三十条第四項中「検査、」を「検査又は」に、「額に」を「損害の額に」に、「第六項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担する。

本則の第三十条第六項中「損害の額の累計」を「損害の額」と、「及び当該」とあるのは「の累計及び」に改め、「当該損害の取り片づけに要する」を削り、「損害の取り片づけに要する費用」を「費用」に改め、「請負代金額の百分の一を」を削り、「差し引いた額」「の下に」と、同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額」を加える。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県規則第十一号

徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県港湾施設管理条例施行規則（昭和四十年徳島県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一項中「第五十条の二」を「第四十八条の四」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

徳島県規則第十二号

徳島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 徳島県情報公開条例施行規則（平成十三年徳島県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十一条」を「第二十七条」に改める。

第十二条の見出し中「徳島県情報公開審査会」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条中「第二十一条第二項」を「第二十三条第二項」に改め、同条第一号中「」の下に「第九条第三項の規定により読み替えて適用する同法（以下「読替え後の行政不服審査法」という。）」を加え、同条第二号中「行政不服審査法」を「読替え後の行政不服審査法」に改め、同条第三号中「行政不服審査法」及び「同法」を「読替え後の行政不服審査法」に、同条第二項の規定による「を」第二項に規定する「に改め、同条第五号中「行政不服審査法」を「読替え後の行政不服審査法」に改め、同条第六号中「徳島県情報公開審査会」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第十三条（見出しを含む。）中「第三十一条」を「第二十七条」に改める。

第十四条中「第三十四条」を「第三十一条」に、「徳島県報に登載して」を「インターネットの利用その他の適切な方法により」に改める。

第二条 徳島県情報公開条例施行規則の一部を次のように改正する。

第一条中「第二条第二項第二号及び第三号並びに」を「第二条第二項第三号及び」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「第二条第二項第二号」を「第二条第二項第三号」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第十四条中「第三十一条」を「第二十九条」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年四月一日から施行する。



徳島県規則第十三号

個人情報保護に関する法律施行細則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

個人情報の保護に関する法律施行細則

(趣旨)

第一条 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(個人情報ファイル簿)

第二条 法第七十五条第一項の個人情報ファイル簿は、様式第一号によるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿)

第三条 条例第三条第一項の登録簿は、様式第二号によるものとする。

(保有個人情報開示請求書)

第四条 法第七十七条第一項の開示請求書は、様式第三号によるものとする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第五条 法第八十二条第一項に規定する書面は、保有個人情報の全部を開示するときは保有個人情報開示決定通知書（様式第四号）に、保有個人情報の一部を開示するときは保有個人情報部分開示決定通知書（様式第五号）によるものとする。

2 法第八十二条第二項に規定する書面は、保有個人情報非開示決定通知書（様式第六号）によるものとする。

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書等)

第六条 法第八十三条第二項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（様式第七号）によるものとする。

2 法第八十四条に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書（様式第八号）によるものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送書等)

第七条 法第八十五条第一項の規定により事案を移送するときは、保有個人情報開示請求事案移送書（様式第九号）によるものとする。

2 法第八十五条第一項に規定する書面は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第十号）によるものとする。

(保有個人情報の開示に関する意見照会書等)

第八条 法第八十六条第一項及び第二項の規定による通知は、保有個人情報の開示に関する意見照会書（様式第十一号）により行うものとする。

2 法第八十六条第一項及び第二項の意見書は、様式第十二号によるものとする。

3 法第八十六条第三項に規定する書面は、反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書（様式第十三号）によるものとする。

(保有個人情報の閲覧等)

第九条 保有個人情報の閲覧又は視聴をする者は、当該保有個人情報が記録された公文書を丁寧に取り扱い扱うこととし、これを改ざんし、又は汚損してはならない。

2 知事は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、保有個人情報の閲覧又は視聴を中止させ、又は禁止することができる。

3 保有個人情報が記録された公文書の写し(電磁的記録を複写し、又は用紙に出力したものを含む。)の交付は、請求一件につき一部とする。

(電磁的記録の開示方法)

第十条 法第八十七条第一項の規定により知事が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

一 ビデオテープ、録音テープその他映像又は音声を記録した電磁的記録 視聴又は複写したものの交付

二 前号に掲げる電磁的記録以外のもの 用紙に出力したものの閲覧又は交付

2 前項の規定にかかわらず、同項第二号に掲げる電磁的記録を専用機器を用いて視聴させ、又は複写することが容易であるときは、当該電磁的記録の開示の方法は、視聴又は複写したものの交付とすることができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第十一条 法第八十七条第三項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書(様式第十四号)により行うものとする。

(口頭による開示手続)

第十二条 知事は、条例第五条第一項の規定により口頭による開示を求めることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の項目並びに口頭により開示を求めることができる期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第五条第一項の規定により口頭による開示を求めようとする者は、政令第二十二條第一項第一号に定める書類の提示又は提出その他知事が適当と認める方法により、自己が当該求めに係る保有個人情報の本人であることを示さなければならぬ。

3 条例第五条第三項の知事が定める方法は、閲覧又は口頭による開示とする。  
(写しの送付に要する費用の納付方法)

第十三条 政令第二十八条第四項の規則で定める方法は、納入通知書、現金又は小切手等(小切手その他金銭の支払を目的とする有価証券であつて別に定めるものをいう。)(以下「納入通知書等」という。)により納付する方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第十四条 法第九十一条第一項の訂正請求書は、様式第十五号によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第十五条 法第九十三条第一項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第十六号)によるものとする。

2 法第九十三条第二項に規定する書面は、保有個人情報非訂正決定通知書(様式第十七号)によるものとする。

(保有個人情報訂正決定等期限延長通知書等)

第十六条 法第九十四条第二項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（様式第十八号）によるものとする。

2 法第九十五条に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書（様式第十九号）によるものとする。

（保有個人情報訂正請求事案移送書等）

第十七条 法第九十六条第一項の規定により事案を移送するときは、保有個人情報訂正請求事案移送書（様式第二十号）によるものとする。

2 法第九十六条第一項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第二十一号）によるものとする。

（保有個人情報訂正実施通知書）

第十八条 法第九十七条に規定する書面は、保有個人情報訂正実施通知書（様式第二十二号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止請求書）

第十九条 法第九十九条第一項の利用停止請求書は、様式第二十三号によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第二十条 法第一百一条第一項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第二十四号）によるものとする。

2 法第一百一条第二項に規定する書面は、保有個人情報非利用停止決定通知書（様式第二十五号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書等）

第二十一条 法第一百二条第二項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（様式第二十六号）によるものとする。

2 法第一百三条に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書（様式第二十七号）によるものとする。

（諮問の際に添付すべき書類その他の物件）

第二十二条 条例第七条の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第一百六条第二項の規定により読み替えて適用する行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）（以下「読替え後の行政不服審査法」という。）第三十条第一項に規定する反論書

二 読替え後の行政不服審査法第三十条第二項に規定する意見書

三 読替え後の行政不服審査法第三十一条第二項に規定する口頭意見陳述、読替え後の行政不服審査法第三十四条の陳述若しくは鑑定、読替え後の行政不服審査法第三十五条第一項の検証、読替え後の行政不服審査法第三十六条の規定による質問又は読替え後の行政不服審査法第三十七条第一項若しくは第二項に規定する意見の聴取の記録

四 行政不服審査法第三十二条第一項又は第二項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件

五 読替え後の行政不服審査法第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件

六 その他徳島県情報公開・個人情報保護審査会が必要と認める資料  
（手数料の納付の時期及び方法）

第二十三条 条例第八条第一項及び第二項の手数料は、法第一百五十五条（法第一百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約で定める納付期限までに、納入通知書等により、納付しなければならない。

（施行の状況の公表）

第二十四条 条例第十条の規定による施行の状況の公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

（徳島県個人情報保護条例施行規則の廃止）

2 徳島県個人情報保護条例施行規則（平成十四年徳島県規則第七十八号。以下「旧規則」という。）は、廃止する。

（経過措置）

3 この規則の様式に相当する旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

様式第 1 号（第 2 条関係）

個人情報ファイル簿

作成年月日（修正した場合にあつては直近の修正年月日）		
個人情報ファイルの名称		
実施機関等の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報	含まれる	含まれない
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）	
	（所在地）	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	法第 6 0 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	法第 6 0 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	----- 政令第 2 1 条第 7 項に該当するファイル 有 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイル	該当する	該当しない
行政機関等匿名加工情報の提案	（名称）	

<p>を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>(所在地)</p>
<p>行政機関等匿名加工情報の概要</p>	<p>(行政機関等匿名加工情報の本人の数)</p> <p>(行政機関等匿名加工情報に含まれる情報の項目)</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地</p>	<p>(名称)</p> <p>(所在地)</p>
<p>作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間</p>	
<p>備考</p>	

個人情報取扱事務登録簿

登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日	
個人情報取扱事務の区分	共通 東部各局・センター等・総合県民局共通 固有			
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登録			
	保有			
個人情報取扱事務の名称				
個人情報取扱事務の目的				
	根拠法令等			
個人情報の対象者の範囲				
個人情報 の記録 項目	基本的事項	個人識別符号 住所・電話番号	氏名 性別 国籍・本籍(都道府県名のみ)	生年月日・年齢 その他( )
	家庭生活	家族状況 その他( )	親族関係	婚姻歴
	社会生活	職業・職歴 その他( )	学業・学歴	資格・免許 賞罰 成績・評価
	財産収入	資産状況 その他( )	収入・所得	納税状況 公的扶助 取引状況
	要配慮個人 情報	人種 信条 社会的身分 犯罪により害を被った事実 医師等による指導・診療・調剤 少年の保護事件に関する手続	病歴 心身の機能の障害 刑事事件に関する手続	犯罪の経歴 健康診断等の結果
	その他	意見・要望 その他( )	相談内容	趣味・嗜好
個人情報 の収集先	本人		本人以外	
	本人以外 の区分	実施機関内部 他の実施機関 刊行物等	他の官公庁 私人・民間団体 その他( )	
個人情報(個人関連情報を含む。)の利用又は提供先	実施機関内部 他の実施機関	他の官公庁	私人・民間団体 その他( )	
個人情報を取扱う業務に従事する者	職員 指定管理者	業務委託を受けた者 約款による外部サービス提供者	再委託を受けた者 その他( )	
個人情報が取扱われる場所	実施機関の庁舎内	県内	国内 外国	
個人情報の取得及び保有の状況	年間の取得件数( ) 保有期間( )			
個人情報ファイル簿の有無	有 無			
備考				

注 この様式は、個人情報取扱事務(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務を除く。)について登録する場合に使用すること。

個人情報取扱事務登録簿（特定個人情報ファイル用）

登録年月日	年 月 日	変更年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の区分	共通 東部各局・センター等・総合県民局共通 固有		
個人情報取扱事務を所管する組織の名称	登録		
	保有		
個人情報取扱事務の名称			
特定個人情報ファイルの名称			
個人情報取扱事務の目的			
根拠法令等			
特定個人情報の対象者の範囲			
特定個人情報の記録項目	基本的事項	個人番号 個人番号対応符号 個人識別符号（個人番号を除く。） 氏名 性別 生年月日・年齢 住所・電話番号 国籍・本籍（都道府県名のみ） その他（ ）	
	家庭生活	家族状況 親族関係 婚姻歴 その他（ ）	
	社会生活	職業・職歴 学業・学歴 資格・免許 賞罰 成績・評価 その他（ ）	
	財産収入	資産状況 収入・所得 納税状況 公的扶助 取引状況 その他（ ）	
	要配慮個人情報	人種 信条 社会的身分 病歴 犯罪の経歴 犯罪により害を被った事実 心身の機能の障害 健康診断等の結果 医師等による指導・診療・調剤 刑事事件に関する手続 少年の保護事件に関する手続	
	その他	意見・要望 相談内容 趣味・し好 その他（ ）	
特定個人情報の収集の状況	収集先	本人又は本人の代理人 実施機関内部 他の実施機関 行政機関・独立行政法人等 地方公共団体・地方独立行政法人 事業者 その他（ ）	
	収集方法	紙 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） フラッシュメモリ 電子メール 専用線 庁内連携システム 情報提供ネットワークシステム その他（ ）	
	根拠法令等		
特定個人情報の提供又は移転の状況	提供又は移転先	本人又は本人の代理人 実施機関内部 他の実施機関 行政機関・独立行政法人等 地方公共団体・地方独立行政法人 事業者 その他（ ）	
	提供又は移転方法	紙 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） フラッシュメモリ 電子メール 専用線 庁内連携システム 情報提供ネットワークシステム その他（ ）	
	根拠法令等		
特定個人情報ファイルを取り扱う事務の委託又は指定管理者による管理の有無			有 無
備考			

注 この様式は、個人情報取扱事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に限る。）について登録する場合に使用すること。



年 月 日

徳島県知事 殿

住所又は居所

（ふりがな）  
氏名

（代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 開示を請求する保有個人情報の名称等 〔当該保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。〕			
2 開示の実施方法 〔希望する開示の実施方法の番号を で囲んでください。〕		(1) 窓口・事務所における開示 ア 開示の方法 (ア) 文書及び図画の場合 閲覧 写しの交付 (イ) 電磁的記録の場合 用紙に出力したものの閲覧 用紙に出力したものの交付 専用機器により再生したものの視聴 複写したものの交付 イ 開示の実施を希望する日 年 月 日 (2) 写し、用紙に出力したもの又は複写したものの送付	
3 開示請求者		本人	法定代理人 任意代理人
4 代理人が請求する場合	本人の氏名，住所等	ふりがな 氏名	( 年 月 日生)
		住所又は居所	
		電話番号	
		本人の状況	未成年 成年被後見人 任意代理人委任者

- 注 1 該当する項目の にレ印を記入してください。  
 2 本人が請求する場合は、請求の際、本人であることを示す書類（運転免許証，旅券等）を提示し、又は提出してください。  
 3 代理人が請求する場合は、請求の際、代理人の運転免許証，旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。  
 4 代理人が法人の場合は、当該法人の代表者印を押印してください。

次の欄は、記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証 旅券 健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 在留カード その他( )
法定代理人の資格確認	戸籍謄本 登記事項証明書 その他( )
任意代理人の資格確認	委任状 その他( )
備考	

保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり開示することと決定したので、通知します。

1 開示する保有個人情報の名称等		
2 開示する保有個人情報の利用目的		
3 開示の実施方法		窓口・事務所における開示 写し等の送付
4 窓口・事務所における開示ができる日時及び場所	期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日曜日・土曜日、祝日等を除く。)
	時 間	
	場 所	
5 写し等の送付に要する日数、費用等		
6 事務担当課等		電話番号

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報に個人情報保護に関する法律第98条第1項各号に規定する場合に該当すると思料するときは、開示を受けた日から90日以内に徳島県知事に対して当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

- 注 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。
- 2 本人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

保有個人情報部分開示決定通知書

第 年 月 号  
年 月 日

様（殿）

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり一部を除いて開示することと決定したので、通知します。

1 開示する保有個人情報の名称等		
2 開示する保有個人情報の利用目的		
3 開示の実施方法		窓口・事務所における開示 写し等の送付
4 窓口・事務所における開示ができる日時及び場所	期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日曜日・土曜日、祝日等を除く。)
	時 間	
	場 所	
5 写し等の送付に要する日数、費用等		
6 開示をしないこととした部分の概要及び理由	概 要	
	理 由	
7 6の理由がなくなる期日		年 月 日
8 事務担当課等		電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告（徳島県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。

開示を受けた保有個人情報の内容が事実でないと思料するとき又は開示を受けた保有個人情報に個人情報が含まれることが個人情報保護に関する法律第98条第1項各号に規定する場合に該当すると思料するときは、開示を受けた日から90日以内に徳島県知事に対して当該保有個人情報の訂正又は利用停止の請求をすることができます。

注 1 指定された開示の日時が都合の悪いときは、あらかじめ事務担当課等へ連絡してください。

2 本人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

3 代理人が開示を受ける場合は、開示を受ける際、この通知書を提示するとともに、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

4 7の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、その期日以後に改めて請求してください。

保有個人情報非開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により次のとおり開示をしないことと決定したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示をしないこととした理由	
3 2の理由がなくなる期日	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告(徳島県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。

注 3の欄は、その期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、その期日以後に改めて請求してください。

様式第7号（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様（殿）

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第83条第2項の規定により次のとおり開示決定等の期限を延長したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様 ( 殿 )

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第 8 4 条の規定により次のとおり開示決定等の期限を延長したので、通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第 8 4 条の規定 ( 開示決定等の期限の特例 ) を適用する理由	
3 保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日 ( なお , 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行う予定です。 )
4 事務担当課等	電話番号



保有個人情報開示請求事案移送書

第 年 月 日  
号

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等		
2 開示請求者氏名等	ふりがな氏名	
	住所又は居所	
	電話番号	
	代理人からの請求の場合	法定代理人 任意代理人 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の電話番号：
3 添付資料等		
4 備考		

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、2の移送を受けた実施機関において行われます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移送を受けた実施機関	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした理由	
5 移送をした実施機関の事務担当課等	電話番号

保有個人情報の開示に関する意見照会書

第 年 月 日 号

様 ( 殿 )

徳島県知事



あなた ( 貴社 ) に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第 77 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 86 条第 1 項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙の意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた ( 貴社 ) に関する情報の内容	
4 意見書の提出先	
5 意見書の提出期限	年 月 日

その2

保有個人情報の開示に関する意見照会書

第 年 月 日 号

様（殿）

徳島県知事



あなた（貴社）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、御意見を伺います。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、別紙の意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び適用理由	(適用区分) 第1号 第2号 (適用理由)
4 開示請求に係る保有個人情報に含まれているあなた（貴社）に関する情報の内容	
5 意見書の提出先	
6 意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示に関する意見書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所

氏 名

〔 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地  
及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付けで照会のありました保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示に関しての意見	保有個人情報を開示されることについて反対しない。  保有個人情報を開示されることについて反対する。 (1) 開示されることにより支障 ( 不利益 ) がある部分  (2) 支障 ( 不利益 ) の具体的理由
3 連絡先	

注 該当する項目の にレ印を記入してください。

反対意見書に係る保有個人情報開示決定通知書

第 年 月 日  
号

様(殿)

徳島県知事



あなた(貴社)から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示することと決定しましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示決定をしたあなた(貴社)に関する情報の内容	
3 開示することとした理由	
4 開示決定をした日	年 月 日
5 開示を実施する日	年 月 日
6 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告(徳島県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。

注 開示を実施する日までに審査請求がない場合には、あなた(貴社)に関する情報の開示手続を行うこととさせていただきます。

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所又は居所

(ふりがな)  
氏 名

(代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定に基づき、次のとおり申出をします。

1 保有個人情報(部分)開示決定通知書	年 月 日付け 第 号	
2 開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後	
3 求める開示の実施方法	閲覧	全部 一部( )
	複写したものの交付	全部 一部( )
	その他 ( )	全部 一部( )
4 写し等の送付の希望	有 無	

注 該当する項目の にレ印を記入してください。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所又は居所

(ふりがな)

氏名

(代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日		
2 訂正請求に係る保有個人情報の開示決定通知書	年 月 日付け 第 号		
3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等			
4 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)  (理由)		
5 訂正請求者	本人 法定代理人 任意代理人		
6 代理人が請求する場合	本人の氏名, 住所等	ふりがな 氏名	(年 月 日生)
		住所又は	



		居所	
		電話番号	
		本人の状況	未成年 人委任者      成年被後見人      任意代理

- 注 1 該当する項目の にレ印を記入してください。
- 2 本人が請求する場合は、請求の際、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）及び訂正の内容が事実と合致することを疎明する資料を提示し、又は提出してください。
- 3 代理人が請求する場合は、請求の際、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）並びに訂正の内容が事実と合致することを疎明する資料を提示し、又は提出してください。
- 4 代理人が法人の場合は、当該法人の代表者印を押印してください。

次の欄は、記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証      旅券      健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 在留カード      その他（      ）
法定代理人の資格確認	戸籍謄本      登記事項証明書 その他（      ）
任意代理人の資格確認	委任状 その他（      ）
備考	

保有個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により次のとおり訂正することと決定したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正をする内容及び理由	(内容)  (理由)
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報非訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により次のとおり訂正をしないことと決定したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正をしないこととした理由	
3 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に徳島県を被告(徳島県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により次のとおり訂正決定等の期限を延長したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日(訂正決定等期限 年 月 日)
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により次のとおり訂正決定等の期限を延長したので、通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 法第95条の規定(訂正決定等の期限の特例)を適用する理由	
3 訂正決定等をする期限	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報訂正請求事案移送書

第 年 月 日  
号

様(殿)

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり移送します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等		
2 訂正請求者氏名等	<small>ふりがな</small> 氏名	
	住所又は居所	
	電話番号	
	代理人からの請求の場合	法定代理人 任意代理人 本人の氏名： 本人の住所又は居所： 本人の電話番号：
3 添付資料等		
4 備考		

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 年 月 日  
号

様 ( 殿 )

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第 9 6 条第 1 項の規定により次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、2 の移送を受けた実施機関において行われます。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 移送を受けた実施機関	
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした理由	
5 移送をした実施機関の事務担当課等	電話番号

保有個人情報訂正実施通知書

第 年 月 日  
号

様 ( 殿 )

徳島県知事



に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第 9 2 条の規定により訂正を実施したので、同法第 9 7 条の規定により通知します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求者の氏名等の保有個人情報を特定するための情報	( 氏名 , 住所等 )
3 訂正請求の趣旨	
4 訂正をする内容及び理由	( 内容 ) ( 理由 )
5 事務担当課等	電話番号



保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

徳島県知事 殿

住所又は居所

(ふりがな)

氏名

(代理人が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
2 利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書	年 月 日付け 第 号
3 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等	
4 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) 第1号該当 利用の停止 消去 第2号該当 提供の停止 (理由)
5 利用停止請求者	本人 法定代理人 任意代理人
6 代理人が請求する場合	本人の氏名, 住所等 ふりがな氏名 (年 月 日生)

合	住所又は 居所	
	電話番号	
	本人の状 況	未成年 人委任者      成年被後見人      任意代理

- 注 1 該当する項目の にレ印を記入してください。
- 2 4の欄中「第1号該当」とは法第98条第1項第1号に掲げる場合に該当することを、「第2号該当」とは法第98条第1項第2号に掲げる場合に該当することをいいます。
- 3 本人が請求する場合は、請求の際、本人であることを示す書類（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。
- 4 代理人が請求する場合は、請求の際、代理人の運転免許証、旅券等の書類及び代理人の資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。
- 5 代理人が法人の場合は、当該法人の代表者印を押印してください。

次の欄は、記入しないでください。

請求者の確認	運転免許証      旅券      健康保険被保険者証 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） 在留カード      その他（      ）
法定代理人の資格確認	戸籍謄本      登記事項証明書 その他（      ）
任意代理人の資格確認	委任状 その他（      ）
備考	

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様 ( 殿 )

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 1 条第 1 項の規定により次のとおり利用停止をすることと決定したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
3 利用停止をする内容 及び理由	( 内容 )  ( 理由 )
4 事務担当課等	電話番号

保有個人情報非利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様 ( 殿 )

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 101 条第 2 項の規定により次のとおり利用停止をしないことと決定したので、通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止をしないこととした理由	
3 事務担当課等	電話番号

この決定に不服がある場合は、行政不服審査法の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に徳島県知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しを求める訴えを提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に徳島県を被告 ( 徳島県知事が被告の代表者となります。 ) として提起することができます。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

第 号  
年 月 日

様 ( 殿 )

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 1 0 2 条第 2 項の規定により次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日 ( 利用停止決定等期限 年 月 日 )
3 延長の理由	
4 事務担当課等	電話番号

様式第 27 号 ( 第 21 条関係 )

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様 ( 殿 )

徳島県知事



年 月 日付けで請求のありました保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 103 条の規定により次のとおり利用停止決定等の期限を延長したので、通知します。

1 利用停止請求に係る 保有個人情報の名称等	
2 法第 103 条の規定 ( 利用停止決定等の期 限の特例 ) を適用する 理由	
3 利用停止決定等をす る期限	年 月 日
4 事務担当課等	電話番号

徳島県規則第十四号

徳島県情報公開・個人情報保護審査会規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県情報公開・個人情報保護審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和五年徳島県条例第十六号。以下「条例」という。）第十六条の規定に基づき、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に關し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第二条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る事件の調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る事件の調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、審査請求に係る事件の調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査請求人等（審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十三条第四項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）にその旨を通知しなければならない。

(諮問庁の申出)

第三条 諮問庁は、公文書若しくは特定歴史公文書等に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報が、その取扱いについて特別の配慮を必要とするものであるときは、審査会に対し、その旨を申し出ることができる。

2 審査会は、前項の規定による申出を受けた場合において、条例第十一条第一項の規定により公文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等の提示を求めようとするときは、当該諮問庁の意見を聴かなければならない。

(審査請求人等の意見の聴取)

第四条 審査会は、審査会に提出された主張書面又は資料について、行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条（個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき鑑定を求めようとするときは、当該主張書面又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(映像等の送受信による通話の方法による意見の陳述等)

第五条 審査会は、行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十五条第一項の規定による意見の陳述（次項において「口頭意見陳述」という。）の期日における調査審議を行う場合において、遠隔の地に居住する審査請求人等があるとき、その他相当と認めるときは、委員（臨時委員を含む。）及び審査請求人等が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、調査審議を行うことができる。

2 前項に規定する方法によって口頭意見陳述の期日における調査審議を行う場合には、審査請求人等の意見を聴いて、当該調査審議に必要な装置が設置された場所であつて審

査会が相当と認める場所を、審査請求人等ことに指定して行う。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(徳島県情報公開審査会規則及び徳島県個人情報保護審査会規則の廃止)

2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 徳島県情報公開審査会規則(平成元年徳島県規則第五十五号)

二 徳島県個人情報保護審査会規則(平成十四年徳島県規則第五十七号)

(経過措置)

3 徳島県公文書等の管理に関する条例(令和五年徳島県条例第十七号)が施行されるま

での間においては、第三条第一項中「公文書若しくは特定歴史公文書等」とあるのは「

公文書」と、同条第二項中「公文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等」とあるのは

「公文書又は保有個人情報」とする。



徳島県規則第十五号

徳島県会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県会計規則の一部を改正する規則

徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。  
第十七条の二を次のように改める。

（歳入の納付に使用できる小切手等の支払地）

第十七条の二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）  
第百五十六条第一項第一号の知事が定める区域は、電子交換所（手形法第八十三条及び  
小切手法第六十九条の規定による手形交換所を指定する省令（令和四年法務省令第三十  
九号）に規定する電子交換所をいう。）の交換取扱地域とする。

第二十一条の五中「地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」とい  
う。）」を「政令」に改める。

第四十四条第六項中「給与経費」を「次の各号に掲げる経費」に改め、同項に次の各号  
を加える。

一 給与経費

二 第二十七条の七第一項の規定により預金口座を設けている資金前渡担任者が口座振  
替の方法により支払をした経費

別表第二中「徳島県立城ノ内高等学校」を削る。

別表第三その一の表会計課の項中「徳島県立城北高等学校 徳島県立城ノ内高等学校」  
を「徳島県立城北高等学校」に改める。

様式第十四号の二中「~~〆~~」及び「~~〆~~」を削る。

様式第十四号の三から様式第十四号の五までの規定中「~~〆~~」を削る。

様式第三十五号その一中「~~〆~~」を「~~〆~~」に改め、同その一の注意事項  
7中「~~〆~~」を「~~〆~~」に改め、同様式その二中「~~〆~~」を「~~〆~~」  
に、「~~〆~~」を「~~〆~~」に改める。

附 則

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行す  
る。

一 次号及び第三号に掲げる規定以外の規定 公布の日

二 別表第二の改正規定及び別表第三その一の表会計課の項の改正規定 令和五年四月  
一日

三 第四十四条第六項の改正規定及び同項に各号を加える改正規定 令和五年六月一日  
2 改正後の徳島県会計規則の様式に相当する改正前の徳島県会計規則に定める様式によ  
る用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

## 徳島県規則第十六号

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年徳島県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百九十五号の次に次の一号を加える。

三百九十五の二 建築物の容積率に関する特例認定申請手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百九十六号の次に次の一号を加える。

三百九十六の二 建築物の建蔽率に関する特例許可申請手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第三百九十九号中「建築物の高さの」を「第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さに関する」に改め、同号の次に次の一号を加える。

三百九十九の二 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さに関する特例許可

申請手数料

別表第一徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の項第四百号中「建築物の高さの」を「第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同項第四百十四号から第四百十七号までを次のように改める。

第四百十四 一又は二以上の建築物の敷地に関する特例認定申請手数料

第四百十五 総合的見地からした設計によつて建築等をする建築物の敷地に関する特例認定申請手数料

第四百十五の二 一又は二以上の建築物の敷地等に関する特例許可申請手数料

第四百十五の三 総合的見地からした設計によつて建築等をする建築物の敷地等に関する特例許可申請手数料

第四百十六 公告認定対象区域における建築物の位置及び構造の認定申請手数料

第四百十六の二 公告認定対象区域における建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料

第四百十六の三 公告許可対象区域における建築物の新築又は増築等の許可申請手数料

第四百十七 公告対象区域内の建築物に係る認定又は許可の取消申請手数料

別表第一徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の項第四百九十三号の十三の次に次の二号を加える。

第四百九十三の十四 特定自動運行許可申請手数料

第四百九十三の十五 特定自動運行計画変更許可申請手数料

## 附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県訓令第1号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 セ ン タ ー 等  
各 総 合 県 民 局  
徳島県労働委員会事務局  
徳島県収用委員会事務局

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

職員の人事取扱規程の一部を改正する訓令

職員の人事取扱規程（昭和四十二年徳島県訓令第百五十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「定数内職員」を「職員」に改める。

別表の1の項 の発令の形式の欄を次のように改める。

氏 名

徳島県職員に任命する

（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）に補する  
何職給料表何級に決定する  
何号俸を給する

別表の1の項 の発令の形式の欄を次のように改める。

氏 名

徳島県職員に任命する

（職名）に補する  
（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる  
何職給料表何級に決定する  
何号俸を給する

別表の2の項 の発令の形式の欄を次のように改める。

氏 名

徳島県職員

（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）に補する  
（何級に決定する）  
（何号俸を給する）

別表の2の項 の発令の形式の欄を次のように改める。

氏 名

徳島県職員

（職名）に補する  
（（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる）  
（何級に決定する）  
（何号俸を給する）

別表の5の項 の発令の形式の欄を次のように改める。

氏 名

他の機関名及びその機関の職

徳島県職員に併任する  
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名)に補する  
給料は支給しない

氏名  
氏名  
他の機関名及びその機関の職  
氏名

徳島県職員に併任する  
(職名)に補する  
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称)勤務を命ずる  
給料は支給しない

氏名  
氏名  
徳島県職員  
氏名  
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名)に補する  
(何職給料表何級に決定する)  
(何号俸を給する)

氏名  
氏名  
徳島県職員  
氏名  
(職名)に補する  
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称)勤務を命ずる  
(何職給料表何級に決定する)  
(何号俸を給する)

氏名  
氏名  
休職徳島県職員氏名  
氏名  
休職徳島県職員氏名

氏名  
氏名  
休職徳島県職員  
氏名  
復職を命ずる  
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名)に補する  
(何級に決定する)  
(何号俸を給する)

氏名  
氏名  
休職徳島県職員  
氏名  
復職を命ずる  
(職名)に補する  
(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称)勤務を命ずる  
(何級に決定する)  
(何号俸を給する)

氏名  
氏名  
「(何級に決定する)」  
氏名  
「(何級に決定する)」  
氏名  
「(何級に決定する)」

部等」 <sup>レ</sup>	(何号俸を給する) (部課，東部各局，センター等又は総合県民局の名称) 勤務を命ずる	也	民局の名称) 勤務を (何級に決定する) (何号俸を給する)
------------------	---	---	--------------------------------------

センター等又は総合県 命ずる	レ	レ	(何級に決定する) (何号俸を給する) (部課，東部各局，センター等又は総合県民局の名称) 勤務を命ずる)
-------------------	---	---	---

合	レ	レ	レ
也	(部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称) 勤務を命ずる) (何級に決定する) (何号俸を給する)	レ	レ

令の注のレのレのレ。

氏 名  
 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第何号の規定に基づき徳島県職員に任命する  
 (部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名) に補する  
 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第何項に規定する給料表何号俸を給する  
 任期は何年何月何日までとする  
 県令のレのレのレのレ。

氏 名  
 地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条第1項第何号の規定に基づき徳島県職員に任命する  
 (職名) に補する  
 (部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称) 勤務を命ずる  
 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第何項に規定する給料表何号俸を給する  
 任期は何年何月何日までとする

レのレのレ 中「部課」也「部等」レのレ 中「第4条第1項(第4条第3項)」也「第4条第何項」レのレ 中「第4条第何項」レのレ 中「第4条第何項」レのレのレのレ。

氏 名  
 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第2項の規定に基づき徳島県職員に任命する  
 (部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名) に補する  
 何職給料表何級に決定する  
 何号俸を給する

任期は何年何月何日までとする  
第 2 条第 1 項の「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第

氏 名

地方公共団体の一般職の任期付職員を採用に関する法律第 3 条第 2 項の規定に基づき徳島県職員に任命する  
(職名) に補する  
(部等, 東部各局, センター等又は総合県民局の名称) 勤務を命ずる  
何職給料表何級に決定する  
何号俸を給する  
任期は何年何月何日までとする

第 2 条第 1 項の「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項」及び「回 第 2 条第 1 項」の「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項」及び「回 第 2 条第 1 項」の「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項」及び「回 第 2 条第 1 項」の「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項」

38 定年前再任用短時間  
勤務職員

役付職員に再任用

氏 名

地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定に基づき徳島県職員に任命する  
1 週間当たり何時間何分勤務とする  
(部等, 東部各局, センター等又は総合県民局の名称, 役職名) に補する  
何職給料表何級に決定する  
任期は何年何月何日までとする

氏 名

その他の職員に再  
任用

地方公務員法第 22 条の 4 第 1 項の規定に基づき徳島県職員に任命する  
1 週間当たり何時間何分勤務とする  
(職名) に補する  
(部等, 東部各局, センター等又は総合県民局の名称) 勤務を命ずる  
何職給料表何級に決定する  
任期は何年何月何日までとする  
徳島県職員 氏 名  
地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項の規定による任期の満了により本職を免ずる

任期満了による退  
職

第 2 条第 1 項の「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項」及び「回 第 2 条第 1 項」の「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項」及び「回 第 2 条第 1 項」の「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項」

何職給料表何級に決定する

何号俸を給する

(部等, 東部各局, センター等又は総合県

(部等

民局の

何職給

1 項」及び「回 第 2 条第 1 項」

及び

何職給

「 民局の名称，役職名」に補する

「 何号俸

，東部各局，センター等又は総合県名称，役職名）に補する料表何級に決定するを給する

「 何号俸

「 何職給料表何級に決定する何号俸を給する（職名）に補する（部課，東部各局，センター民局の名称）勤務を命ずる

「 一等又は総合県

「 （職名）に補する（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる何職給料表何級に決定する何号俸を給する

「 何号俸や

「 回表の37の項とつゝ 回表の43の項

「 何職給料表何級に決定する何号俸を給する（職名）に補する（部課，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる

「 （職名）に補する（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる何職給料表何級に決定する何号俸を給する

や

「 何号俸 中 「部課」 や 「部等

「 回表の46の項 中 「回表」 中 「任用の期間」 や 「任期」 「回表」 回表の49の項とつゝ 回表の

「 何職給料表何級に決定する何号俸を給する（職名）に補する（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる

33の項 中

「 （職名）に補する（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる

「 （職名）に補する（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる何号俸を給する

センター等又は総合県

命ずる  
定する

「 何号俸 中 「部課」 や 「部等」 「回表」 中 「任用

の期間」を「任期」に改め、回表を回表の35の項とつゝ、回表中32の項を34の項とつゝ、23の項から31の項までを「項す」つ繰り下げ、22の項を24の項とつゝ、回表の前に次のように加え

<p>23 定年退職の特例 定年退職の特例による勤務</p> <p>定年退職の特例の 期限の延長</p> <p>定年退職の特例の 期限の繰上げ</p> <p>定年退職の特例が 適用されない職員へ の転任等</p> <p>定年退職の特例の 期限の到来</p>	<p>徳島県職員 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の7第1項の規定に基づき何年何月何日まで引き続き勤務を命ずる</p> <p>徳島県職員 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の7第2項の規定に基づき定年退職の特例の期限を何年何月何日まで延長する</p> <p>徳島県職員 氏 名</p> <p>職員の定年等に関する条例第4条第4項の規定に基づき定年退職の特例の期限を何年何月何日に繰り上げる</p> <p>徳島県職員 氏 名</p> <p>定年退職の特例が適用されない職員となつた</p> <p>徳島県職員 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の7第何項の規定に基づく定年退職の特例の期限の到来により本職を免ずる</p>
<p>21 管理監督職勤務上限 年齢による降任等 役付職員から役付 職員</p> <p>役付職員からその 他の職員</p>	<p>徳島県職員 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）を免じ（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）に補する</p> <p>（何級に決定する） （何号俸を給する）</p> <p>徳島県職員 氏 名</p> <p>地方公務員法第28条の2第1項の規定に基づき（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）を免じ（職名）に補する</p> <p>（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる （何級に決定する）</p>



異動期間の延長	(何号俸を給する) 徳島県職員 氏 名 地方公務員法第 2 8 条の 5 第何項の規定に 基づき異動期間を何年何月何日まで延長す る	
---------	--	--

附 則

- 1 この訓令は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 令和十四年三月三十一日までの間、地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十二号）附則第四条第一項若しくは第六條第一項若しくは第二項の規定により採用される職員に交付する辞令書に記載する発令の形式は、職員の人事取扱規程別表に定めるもののほか、次の表の例により行うものとする。

種 類	発 令 の 形 式	摘 要
暫定再任用職員 1 役付職員に再任用	氏 名 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第何項（第 6 条第何項）の規定に基づき徳島県職員に任命する 1 週間当たり何時間何分勤務とする （部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）に補する 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする 氏 名	勤務形態が 常時勤務の 場合は，1 週間当たり の勤務時間 を記載しな いものとし る。（以下 同じ。） 担当事務を 指定する場 合は，補職 発令の役職 名の次に「 （何担当） 」を付記す るものとし る。（以下 同じ。）
2 その他の職員に再任用	氏 名 地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 6 3 号）附則第 4 条第何項（第 6 条第何項）の規定に基づき徳島県職員に任命する 1 週間当たり何時間何分勤務とする （職名）に補する （部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる 何職給料表何級に決定する 任期は何年何月何日までとする 徳島県職員 氏 名	
3 役付職員の任期の更新	氏 名 （1 週間当たり何時間何分勤務とする） （（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称，役職名）に補する）	

	<p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（附則第6条第3項において準用する同法）附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p> <p>徳島県職員 氏 名 （1週間当たり何時間何分勤務とする） （（部等，東部各局，センター等又は総合県民局の名称）勤務を命ずる）</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（附則第6条第3項において準用する同法）附則第4条第3項の規定に基づき任期を何年何月何日まで更新する</p>	
4 その他の職員の任期の更新		
5 任期満了による退職	徳島県職員 氏 名 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）（附則第6条第3項において準用する同法）附則第4条第何項（第6条第何項）の規定による任期の満了により本職を免ずる	